

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

自殺対策基本法が平成18年に施行されて以降、「個人の問題」と認識されがちであった自殺は広く「社会の問題」と認識されるようになり、国を挙げて自殺対策が総合的に推進されてきました。自殺者数は、平成15年の32,109人をピークに減少傾向にあります。毎年2万人を超える状況にあるなど、非常事態はいまだ続いています。

自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。

このことから国では、自殺対策の本質が生きることの支援にあることを認識し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指しています。

本市においては、平成13年に40人を超え、平成16年の49人をピークに、年による増減はあるものの減少傾向にあります。しかし、近年の自殺死亡率（人口10万人あたり自殺者数）は、平成27年の19.9を除くと20.0を上回り、ほとんどの年において全国及び山形県を上回っている状況にあります。

こうした現状を踏まえ、本市では、「健康さかた21計画」、「地域福祉計画」を推進するとともに、平成20年度より「うつ病対策事業」、平成21年度より「酒田市自殺対策強化事業（心の健康づくり事業）」を実施し、相談・支援の強化や自殺予防に関する啓発など自殺対策に取り組んできました。

本計画は、平成28年の自殺対策基本法の一部改正、平成29年の新たな自殺総合対策大綱の決定、平成30年の「いのち支える山形県自殺対策計画」の策定を受け、本市における自殺対策の総合的な推進を図ることを目的に策定するものです。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に規定する「市町村自殺対策計画」です。

また、酒田市総合計画を上位計画とし、「さかた健康づくりビジョン<sup>※1</sup>」「酒田市地域福祉ビジョン<sup>※2</sup>」等関連する計画との整合性を図ります。

## 3 計画の期間

計画期間は、平成31年度（2019年度）から2022年度までの4年間とします。

---

※1 2017年度（平成29年度）から2022年度を計画期間とする、健康さかた21（第3期）計画を示します。

※2 2016年度（平成28年度）から2020年度を計画期間とする、第3期酒田市地域福祉計画および第3期酒田市地域福祉活動計画を示します。

## 4 計画の目標

支えあい 自分の命も みんなの命も 大切にすまち酒田

## 5 計画の目標数値

### (1) 総合的目標数値

項目	現 状 平成27年(2015年)	目 標 2022年
自殺死亡率 (人口10万人あたり自殺者数)	19.9	15.5以下

最終的な目標としては「支えあい 自分の命も みんなの命も 大切にすまち酒田」であり、自殺者ゼロを目指して取り組んでいきます。なお、当面の目標として、自殺総合対策大綱では「平成38年までに、自殺死亡率を27年と比べて30%以上減少させること」を数値目標としていますので、本市も同様の考え方で数値目標を設定します。

### (2) 個別目標数値

項目	現 状 平成27年(2015年)	目 標 2022年
こころのサポーター養成延べ人数 <sup>※3</sup>	—	年間1,000人
ストレスを抱える人の割合 <sup>※4</sup>	14.4%	13%以下
睡眠が十分取れていない人の割合 <sup>※4</sup>	15.4%	15%以下

※3 酒田市総合計画第4章「健康でいつまでも活躍できるまち」の目標

※4 さかた健康づくりビジョン【健康さかた21(第3期)】「こころの健康づくり」の目標

## 第2章 現状と課題

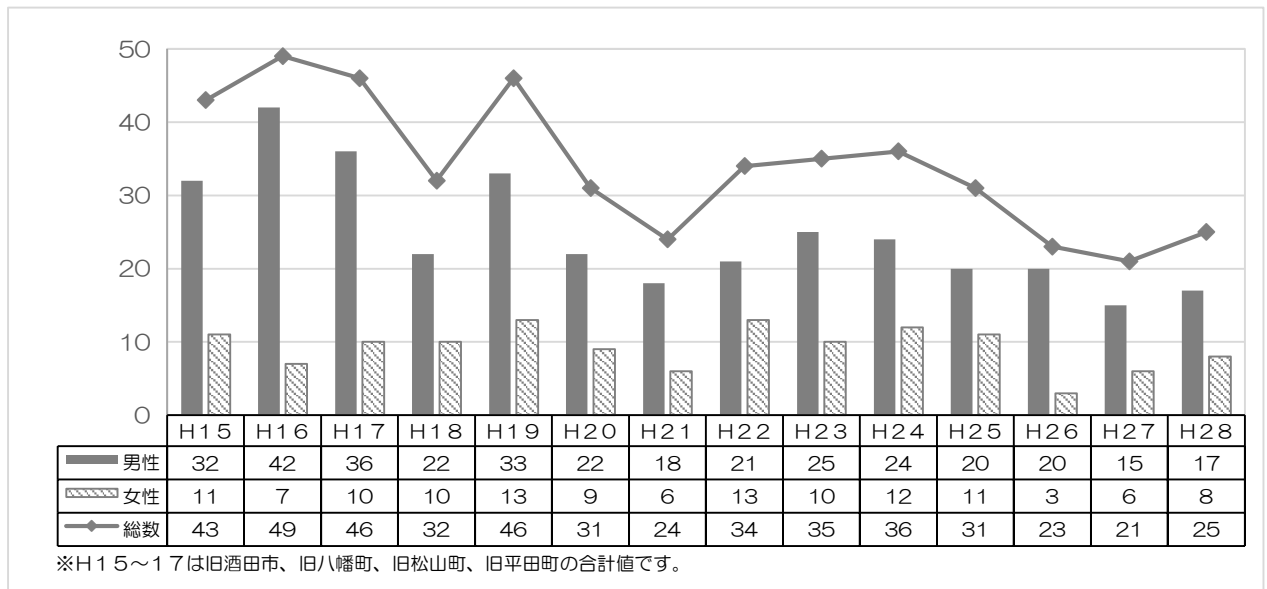
### 1 本市の現状

#### (1) 自殺者数、自殺死亡率の推移

本市における自殺者数は、平成19年までは40人を超えていましたが、平成20年からは30人前後で推移しており、減少傾向にあります。男女別で見ると、男性の自殺者数が多くなっています。

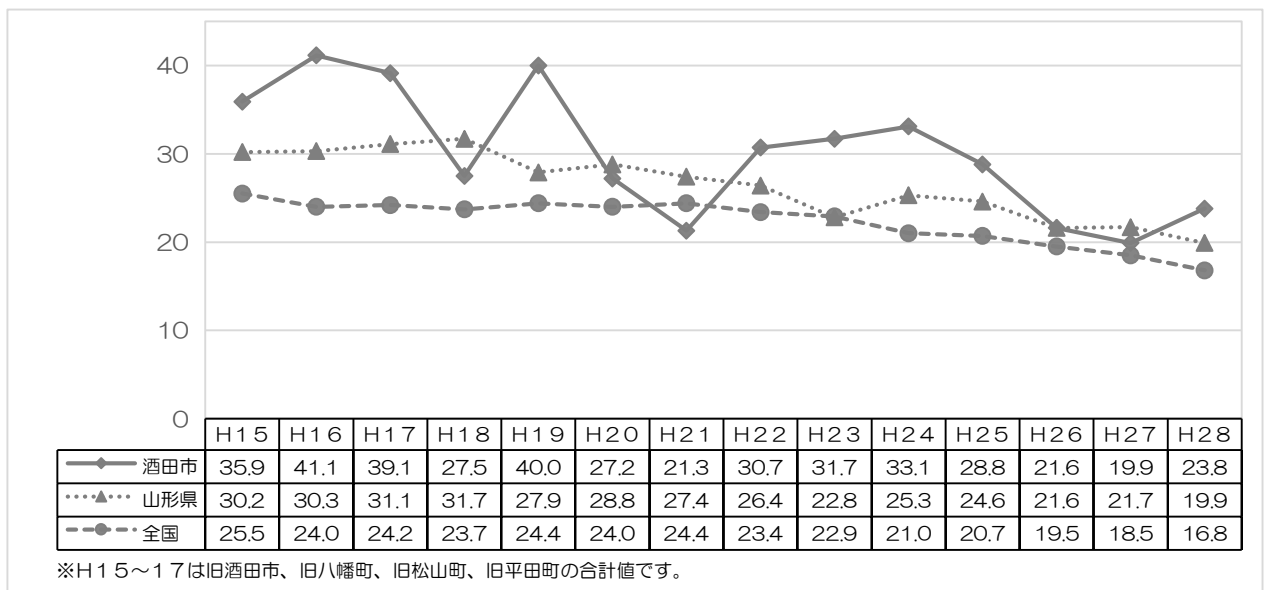
また、自殺死亡率の推移を見ると、年によりばらつきはあるものの、全国、山形県より高い傾向にあり、平成28年（2016年）は23.8となっています。

(図1) 自殺者数の推移



出典：厚生労働省人口動態統計

(図2) 自殺死亡率の推移

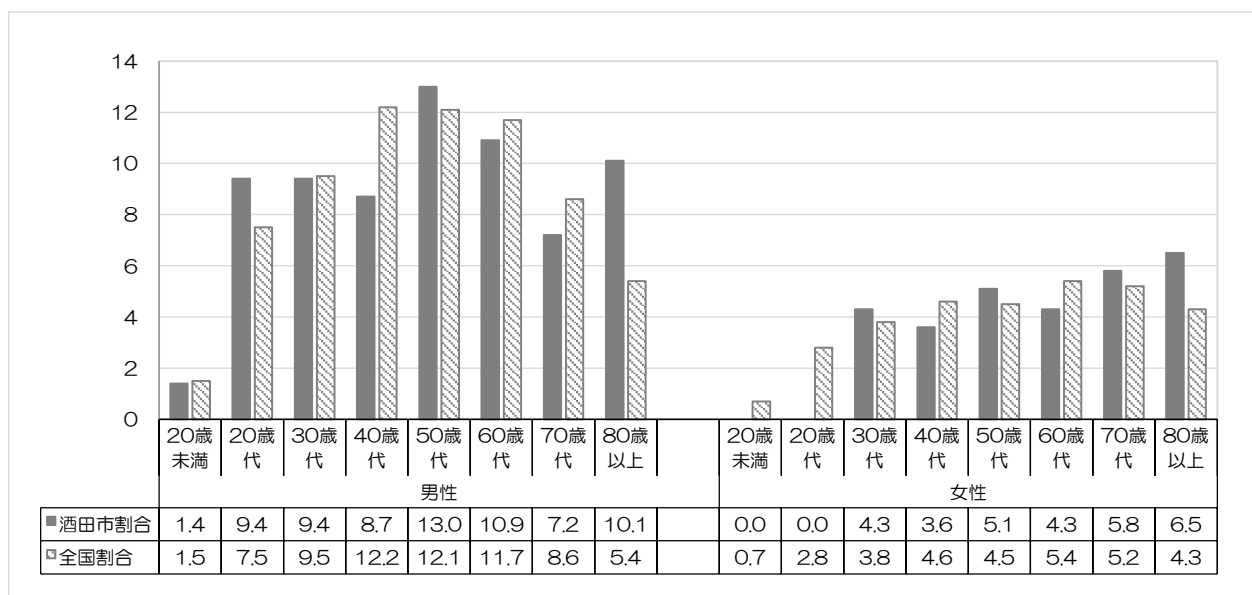


出典：厚生労働省人口動態統計

(2) 男女別・年代別自殺者数、自殺死亡率

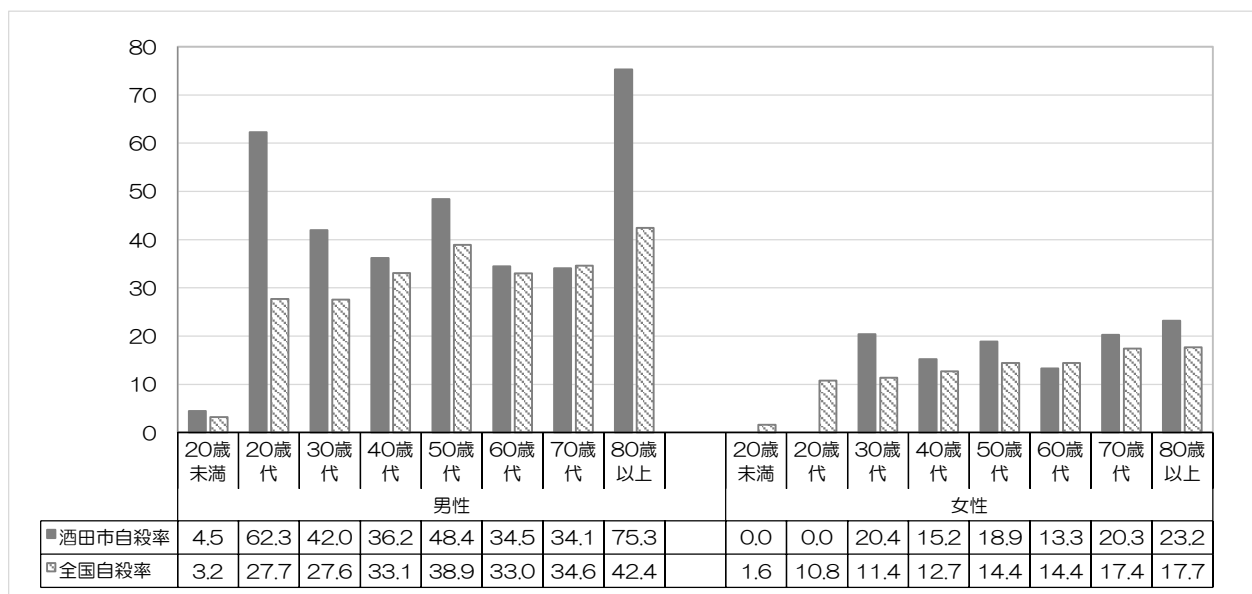
本市の男女別・年代別自殺者数について、5年間（平成24年～28年）の合計に占める割合を見ると、男性では50歳代、60歳代、80歳以上の順に高い状況であり、50歳代、80歳以上では全国より高くなっています。女性では80歳以上、70歳代、50歳代と続き、これらの年代はいずれも全国より高くなっています。また、20歳代男性、30歳代女性の自殺者数も全国より高くなっています。男女別・年代別自殺死亡率では、男性80歳以上、男性20歳代が全国に比べ突出して高くなっています。

(図3) 自殺者数に占める男女別・年代別割合



出典：警察庁（地域における自殺の基礎資料）

(図4) 男女別・年代別自殺死亡率

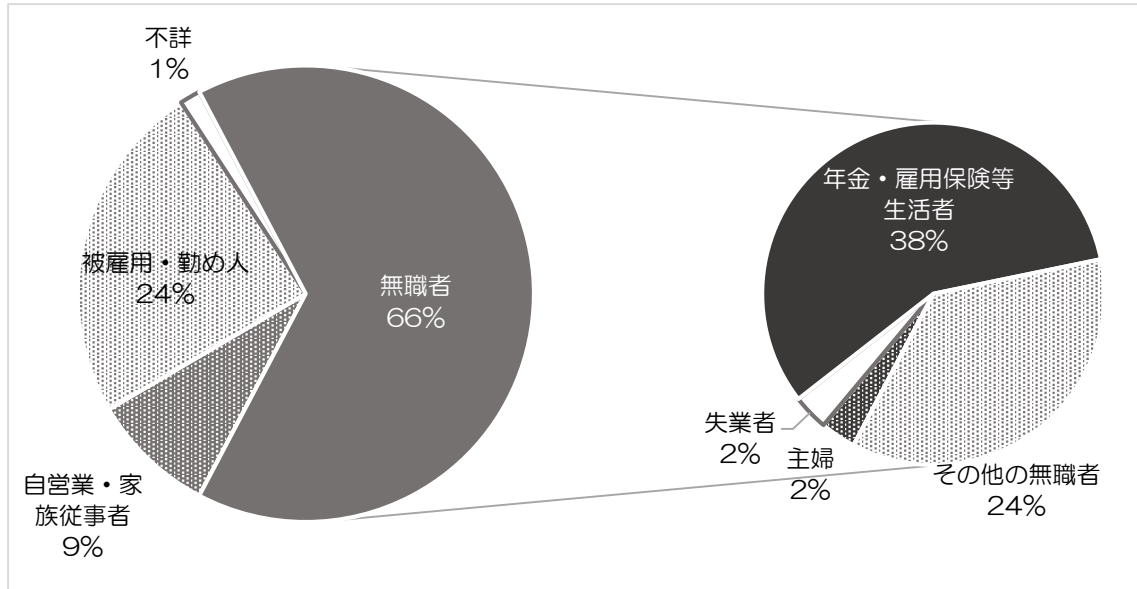


出典：警察庁（地域における自殺の基礎資料）

### (3) 就業状態別自殺割合

本市の5年間の就業状態別自殺割合を見ると、「無職者」が66%と最も高い状況にあります。次いで、「被雇用・勤め人」、「自営業・家族従事者」と続いています。「無職者」の内訳は、「年金・雇用保険等生活者」が38%、「その他の無職者<sup>※5</sup>」は24%となっています。

(図5) 就業状態別自殺割合 (平成24年~28年合計)

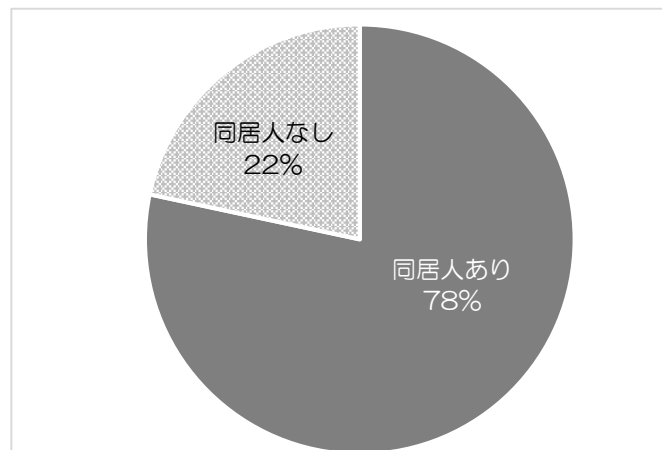


出典：警察庁（地域における自殺の基礎資料）

### (4) 同居人の有無別自殺割合

本市の5年間の同居人の有無別自殺割合を見ると、同居人がいる人の割合が78%となっています。

(図6) 同居人の有無別割合 (平成24年~28年合計)



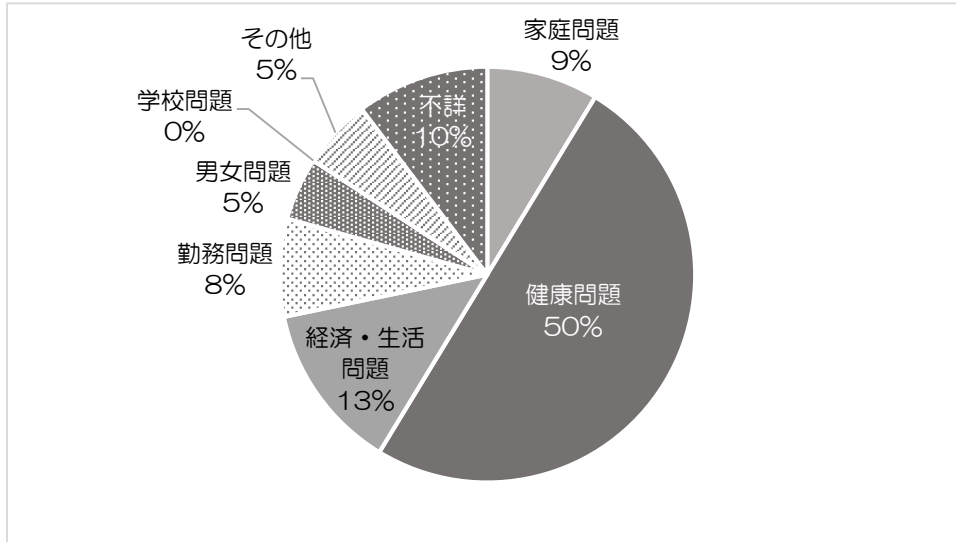
出典：警察庁（地域における自殺の基礎資料）

※5 主婦、失業者、年金・雇用保険生活者以外のすべての無職者（利子・配当・家賃等生活者、浮浪者、その他の無職者）が含まれます。

(5) 原因・動機別自殺割合

本市の5年間の原因・動機別自殺割合を見ると、「健康問題」が92件と最も多く50%を占めています。次いで、「経済・生活問題」が24件（13%）、「家庭問題」が16件（9%）と続いています。

(図7) 原因・動機別自殺割合（平成24年～28年合計）



家庭問題	健康問題	経済・生活問題	勤務問題	男女問題	学校問題	その他	不詳
16件	92件	24件	14件	9件	0件	10件	19件

出典：警察庁（地域における自殺の基礎資料）

(6) 「地域自殺実態プロファイル」における本市の自殺の主な特徴

自殺総合対策推進センターが作成した「地域自殺実態プロファイル（2017）」では、5年間（平成24年～28年）の自殺者を男女別、年代別、就業の有無別、同居人の有無別で区分し、本市の自殺の特徴として表1のとおり示しています。

表1は過去5年間の自殺者数上位5区分を示しており、「男性60歳以上無職同居」が24人（17.4%）と最も多く、次いで「男性20～39歳有職同居」が15人（10.9%）となっています。

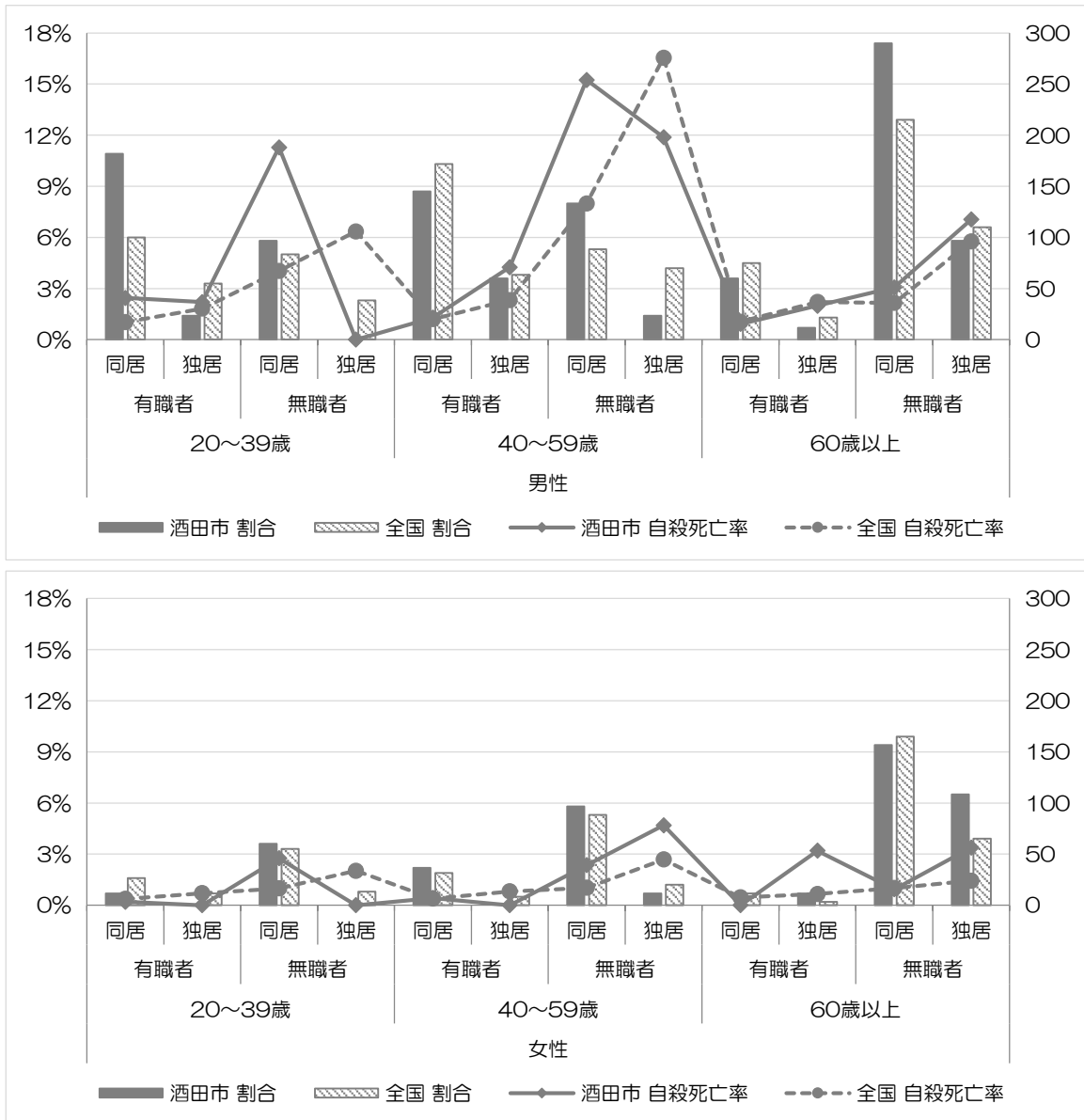
図8で自殺死亡率を見ると、「男性40～59歳無職同居」が254.0と最も高く、次いで「男性40～59歳無職独居」が197.9、「20～39歳無職同居」が188.1の順となっています。また、本市の自殺者数の割合を全国と比較すると、「男性60歳以上無職同居」や「男性20～39歳有職同居」、「男性40～59歳無職同居」、「女性60歳以上無職独居」などが全国を上回る状況となっています。

(表1)

上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺率 (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路
1位:男性 60歳以上 無職同居	24	17.4	51.2	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患 →自殺
2位:男性 20~39歳 有職同居	15	10.9	40.9	職場の人間関係/仕事の悩み→パワハラ+過労→うつ状 態→自殺
3位:女性 60歳以上 無職同居	13	9.4	15.6	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
4位:男性 40~59歳 有職同居	12	8.7	21.6	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→ うつ状態→自殺
5位:男性 40~59歳 無職同居	11	8.0	254.0	失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺

出典：自殺対策総合推進センター

(図8) 同居・職業の有無別、自殺死亡割合および自殺死亡率



出典：自殺対策総合推進センター

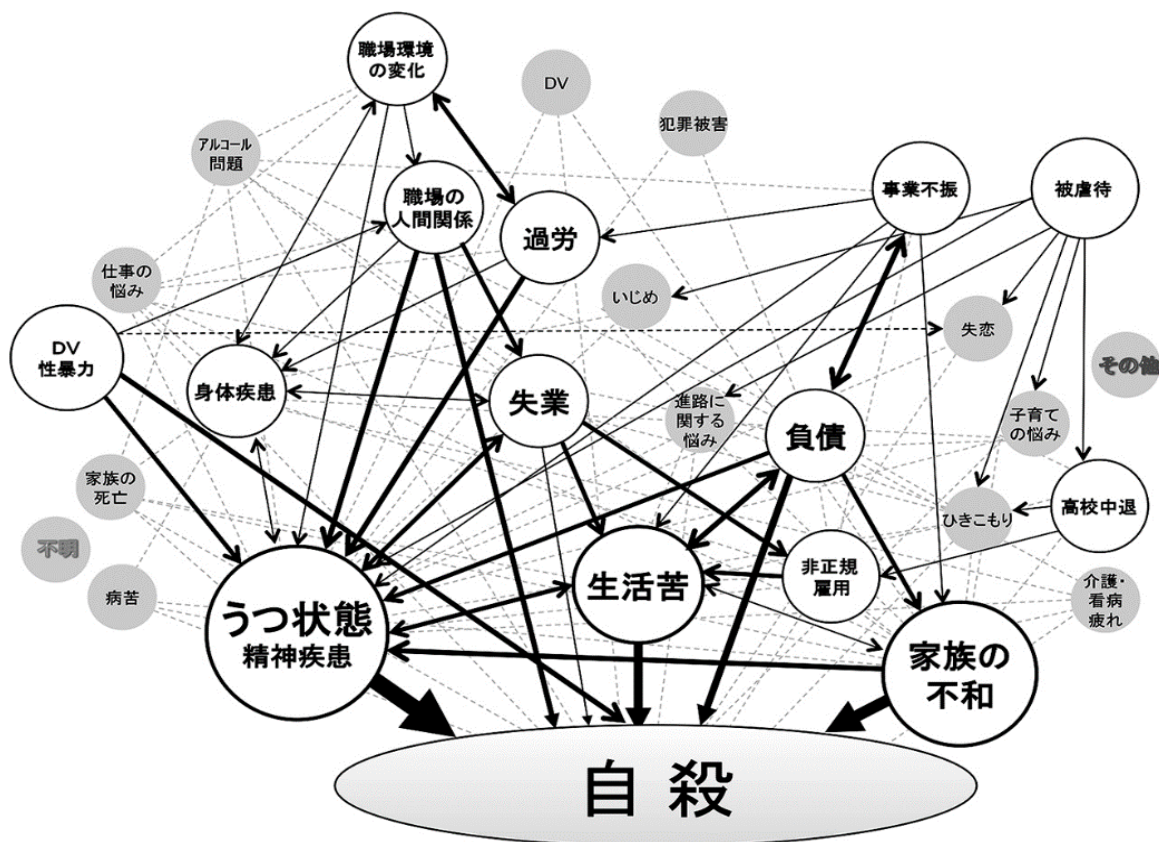
## 2 現状から見る本市の課題

- ① 自殺死亡率は、全国、県と比較して高い状況にあることから、自殺者数の減少に総合的に取り組む必要があります。
- ② 60歳以上の自殺者数が全体の約半数を占めることから、高齢者の自殺対策を重点的に推進する必要があります。
- ③ 無職者の自殺者数が有職者より多いことや、「男性40～59歳無職同居」の自殺率が高いことから、生活困窮者の自殺対策を推進する必要があります。
- ④ 「男性20～39歳有職同居」の自殺率が高いことから、勤務問題や若者の自殺対策を推進する必要があります。

### <参考>

#### 「1,000人実態調査」から見てきた自殺の危機経路

自殺は、様々な社会問題が最も深刻化した末に起きており、平均すると4つの要因が複合的に連鎖していると言われています。



出典：自殺実態白書2013（NPO法人ライフリンク発行）



# 第3章 自殺対策の基本方針及び施策の体系

## 1 基本方針

国の自殺総合対策大綱及び山形県の「いのち支える山形県自殺対策計画」並びに本市の現状と課題を踏まえ、本市における自殺対策の基本方針は、次のとおりとします。

### (1) 生きることの包括的な支援として推進します

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その多くは防ぐことができる社会的な問題であるとの基本認識の下、本市の自殺対策は、「生きることの阻害要因<sup>※6</sup>」を減らす取り組みに加えて、「生きることの促進要因<sup>※7</sup>」を増やす取り組みを行い、双方の取り組みを通じて社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、生きることの包括的な支援として推進します。

### (2) 関連施策との連携を強化して取り組みます

自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取り組みが重要です。

また、このような包括的な取り組みを実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。様々な分野の生きる支援にあたる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有し、連携の強化を図りながら推進します。

### (3) 段階に応じた対策を推進します

自殺対策は、「対人支援」や「地域連携」などに大別されます。これらの対策を、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危機に介入する「危機対応」、自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」といった段階に応じた対策を推進します。

### (4) 実践と啓発を両輪として推進します

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った方の心情や背景が理解されにくい現実があります。そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように普及活動を行っていきます。

また、すべての市民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている方のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいきます。

---

※6 過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立など

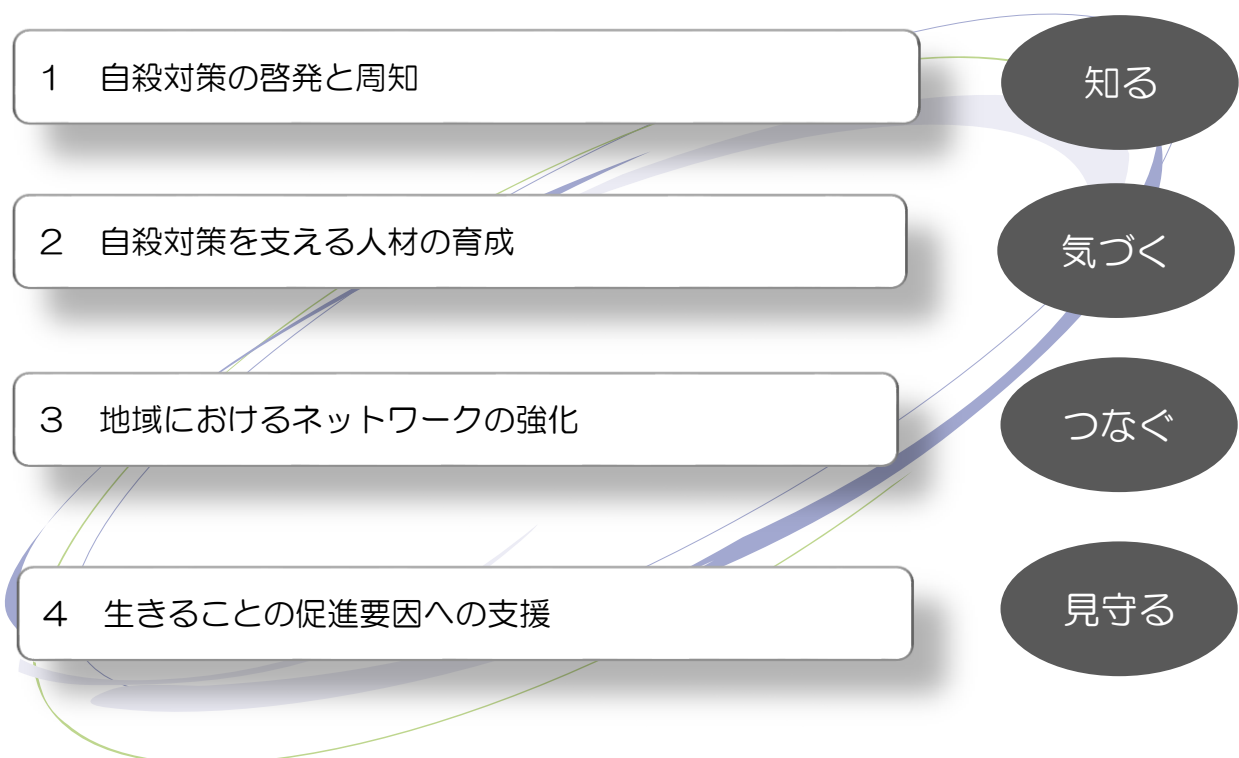
※7 自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力など (出典：自殺総合対策大綱)

### (5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働を推進します

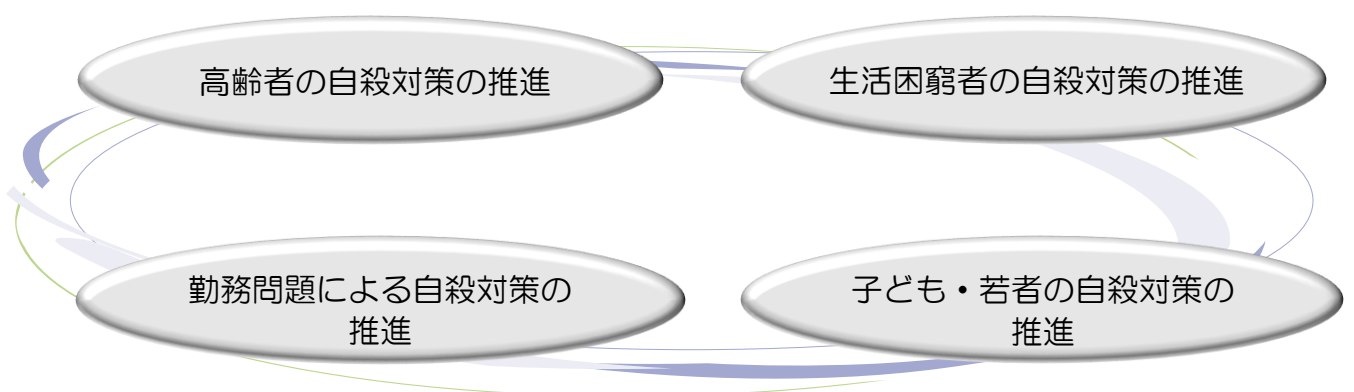
「支えあい 自分の命も みんなの命も 大切にすまち酒田」を実現するためには、行政、学校、民間を含む関係団体、企業、そして市民一人ひとりがそれぞれの果たすべき役割を認識することが大切です。自殺対策の効果を高めるためには、お互いが連携・協働し、一体となって推進することが重要です。

## 2 施策の体系

本市の自殺対策は、国の基本方針、本市の自殺の実態を踏まえ、次の4つの視点から、総合的に展開していきます。



また、本市における現状と課題を踏まえて、次の4つの項目を重点とすべき取り組みとして推進します。



# 第4章 自殺対策の取り組み

## 1 自殺対策の啓発と周知



自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ということを市民一人ひとりが認識し、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが地域全体の共通認識となるように普及啓発を行っていきます。

### (1) 自殺対策に関する啓発と周知の強化

これまで、「うつ」や「自殺対策」に関する講演会やリーフレットの配布等によって広く市民に自殺対策の啓発を行ってきましたが、市民が心の健康に関心を持ち、自殺対策をより身近な問題と捉えられるよう、今後も継続して広く普及啓発を行います。

事業・取組名	取組内容	主な実施機関	○は重点とすべき取り組み			
			高齢者	生活困窮者	勤務問題	子ども・若者
市民健康講演会の開催	自殺予防に関する講演会を開催し、啓発を図ります。	健康課	○	○	○	○
自殺予防週間（9月）、自殺対策強化月間（3月）における啓発活動	自殺予防週間、自殺対策強化月間に合わせ、市広報やポスター掲示等による啓発活動を行います。	健康課 市長公室	○	○	○	○
こころの健康・自殺予防に関するリーフレットなどの配布	市民一人ひとりがこころの健康や自殺予防対策の基本認識を理解できるよう、様々な場所でリーフレットなどを配布します。	健康課 福祉課 介護保険課 まちづくり推進課 地域共生課 商工港湾課 社会教育文化課 各総合支所	○	○	○	○
各種メディア媒体を活用した啓発活動	ホームページ、ハーバーラジオ等を通じ、多くの市民に対し、相談場所等の周知を図ります。 健康センター別館への啓発看板の設置、福祉乗り合いバス（るんるんバス）への啓発ラッピング等を行い、広く市民に周知を図ります。	健康課 市長公室	○	○	○	○

## (2) 地域における自殺対策の啓発

地区で開催されるこころの健康講座の参加者や地域の実状などに合わせた、きめ細やかな啓発活動を行います。

事業・取組名	取組内容	主な実施機関	○は重点とすべき取り組み			
			高齢者	生活困窮者	勤務問題	子ども・若者
こころの健康教育の実施	睡眠、こころの健康づくり、精神疾患やひきこもりへの理解等、自殺に関する事柄に対しての普及活動を行うとともに、各種相談窓口の周知を図ります。	健康課 介護保険課	○	○	○	○
企業におけるこころの健康講座の実施	睡眠、こころの健康づくり、精神疾患等職場のメンタルヘルスに関する情報の提供を行い、セルフケアを推進するとともに各種相談窓口の周知を図ります。	健康課 人事課 山形県産業保健総合支援センター			○	

## 2 自殺対策を支える人材の育成

気づく

自殺の背景にはさまざまな悩みや生活上の困難があり、そのような問題に対して早期の「気づき」が重要です。気づき、適切な支援につなげることのできる人材の育成を図ります。具体的には、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連領域の方や市民の皆さんに対し、研修会等を通じた人材育成を図ります。

### (1) 地域における支援者の養成

自殺対策においては、市民一人ひとりが自殺対策を自分のこととして理解し、参加することが重要です。国でもゲートキーパー<sup>※8</sup>の養成を重要施策としており、一人でも多く自殺対策を支える人材を増やしていきます。

事業・取組名	取組内容	主な実施機関	○は重点とすべき取り組み			
			高齢者	生活 困窮者	勤務 問題	子ども ・若者
こころのサポーター <sup>※8</sup> 養成講座	市民を対象に、市の自殺の実態を理解すると共に、こころの病気やこころの健康づくりについて連続した研修会を行い、こころのサポーターとして支援を行える人材を養成します。	健康課	○	○	○	○
市民に関わる様々な分野の方へのこころのサポーター研修	商店、理美容院、薬局等、市民に直接関わる職種の方へのこころのサポーター研修の受講を推奨します。	健康課	○	○	○	○

### (2) 支援関係者に対する研修会の実施

様々な分野において、悩みや生活上の困難を抱える方に対して早期の「気づき」に対応できる人材の育成を図ります。さらに、悩んでいる方に声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る「こころのサポーター」の役割を担う人材の養成に努めます。

事業・取組名	取組内容	主な実施機関	○は重点とすべき取り組み			
			高齢者	生活 困窮者	勤務 問題	子ども ・若者
市職員を対象としたこころのサポーター研修の実施	職員がこころのサポーターの役割を担うことで、早期に問題を発見し、適切な相談窓口につなげられるようにします。	健康課 人事課	○	○	○	○

※8 「悩んでいる方に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人」のことを「ゲートキーパー」と呼んでいます。山形県では、よりわかりやすく、親しみやすい名称として、「こころのサポーター」と呼んでいます。

専門職向けこころのサポーター研修	保健、医療、介護、福祉、保育、経済、労働等、様々な分野において相談・支援等を行う専門職従事者に対し研修の受講を推奨します。	健康課 まちづくり推進課 介護保険課 福祉課 子育て支援課 商工港湾課 農政課 農林水産課	○	○	○	○
地域のリーダーに対するこころのサポーター研修の実施	自治会長、民生委員・児童委員等、地域のリーダーにこころのサポーター研修を受講してもらい、地域で困難を抱えている方に気づき、必要に応じて適切な相談機関につなぐことのできる人材の育成を行います。	健康課 福祉課 まちづくり推進課	○	○	○	○
ボランティア活動者研修	ボランティア活動者に対しこころのサポーター研修受講を推奨します。	健康課 まちづくり推進課 福祉課 社会福祉協議会	○	○	○	○
関係職員研修会【拡充】	困難事例を通して、関係機関の担当職員を対象に研修会を行い、資質の向上に努めます。	健康課	○	○	○	○

### 3 地域におけるネットワークの強化

つなぐ

行政に限らず、自殺対策に取り組む学校、民間団体、企業などをつなぎ、自殺リスクを低下させるために、地域全体のネットワークを強化していきます。

#### (1) 推進体制の充実

総合的な自殺対策を推進するためには、関係者が引き続き連携・協力しながら、本市の特性に応じた実効性の高い施策を推進していくことが重要です。そのため、自殺対策に関する情報を収集・分析し、関係機関との情報共有・連携を推進します。

事業・取組名	取組内容	主な実施機関	○は重点とすべき取り組み			
			高齢者	生活困窮者	勤務問題	子ども・若者
健康づくり協議会の充実【拡充】	市民の健康を確保するとともに、年代に応じた健康づくりを総合的に推進するために設置されている協議会を自殺対策の視点も含めたものに体制の見直しと充実を図ります。	健康課	○	○	○	○
相談窓口担当者会議（仮称）の開催【新規】	様々な問題に対応している「相談窓口担当者会議」を定期的を開催し、生きることの包括的支援に繋がるような、情報共有や事例検討を行います。専門機関、専門職等による事例検討を行い、初期相談機関等のスキルアップを図ります。	健康課	○	○	○	○
相談対応手引き書の作成【新規】	各種相談窓口や専門機関との連携を図るための手引き書を作成し、包括的・継続的な支援を行います。	健康課	○	○	○	○

#### (2) 地域における自殺対策の取り組みの推進

地域における様々な問題や課題について協議、検討することで、住みやすい地域づくりを行います。

事業・取組名	取組内容	主な実施機関	○は重点とすべき取り組み			
			高齢者	生活困窮者	勤務問題	子ども・若者
庄内地域自殺対策意見交換会	県、市、関係団体や個人が相互に情報を共有し、連携を図ります。	庄内保健所	○	○	○	○
地域ケア会議	地域ケア推進会議として各圏域で多職種連携ネットワーク会議を開催し、地域課題と目標の共通認識を図ります。	介護保険課	○	○		

新・草の根事業	見守りネットワーク事業や合同研修会等の各事業を通し、配慮を必要とする市民にきめ細かな福祉サービスを提供するとともに、地域における情報共有や関係機関への橋渡しを行います。	社会福祉協議会 学区・地区社会福祉協議会	○	○	○	
---------	--	-------------------------	---	---	---	--

### (3) 特定の問題に対する連携・ネットワークの強化

様々なリスクを抱え問題が複雑化する前に、より早い段階での問題解決ができるよう、各分野における対策協議のための体制を強化します。

事業・取組名	取組内容	主な実施機関	○は重点とすべき取り組み			
			高齢者	生活困窮者	勤務問題	子ども・若者
生活自立支援センターさかた個別支援調整会議	生活困窮者を支援するため、関係機関等で連携し、支援の内容について検討及び調整を行います。	社会福祉協議会 福祉課	○	○	○	○
専門医や専門病院への紹介・連携	自殺リスクの高い精神疾患を持つ方が、適切な医療に結び付けられるよう、相談機関から専門医療機関や専門医へ繋がるよう、専門医療機関との連携を図ります。	庄内保健所 健康課	○	○	○	○
要保護児童対策地域協議会	虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童を早期発見し、適切な保護を図るため、関係機関等が、その児童及び保護者に関する情報交換や支援を協議します。	子育て支援課 庄内児童相談所				○
庄内地域若者自立支援ネットワーク会議	未就労や社会的ひきこもり状態にある若者等に、職業意識の啓発やカウンセリング、さらに自立支援に向けた総合的な支援を行います。	山形県子育て推進部			○	○
避難者生活支援相談	避難者相談員の訪問活動を通し、課題を抱えた方、配慮を必要とする方について関係機関へつなぐ等の支援を行います。	社会福祉協議会	○	○	○	○



## 4 生きることの促進要因への支援

## 見守る

自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やすための取り組みを合わせて行い、自殺リスクを低下させる取り組みを行います。

### (1) こころの健康教育の推進

若年層への自殺対策においては、予防に向けた教育を適切に行うことが重要です。これまで学校で行ってきた「いのちの教育」に加えて、社会において様々な困難やストレスに直面したとき、誰にどのように助けを求めればよいか等、具体的で実践的な方法を学ぶとともに、つらいときや苦しいときは助けを求めてもよいことを学ぶ教育（SOSの出し方に関する教育）を推進します。併せて、児童生徒が出したSOSを受け止める取り組みも実施し、学校や、その後の社会人として直面する問題にも対処する力、ライフスキルを身につけることにもつなげていきます。

事業・取組名	取組内容	主な実施機関	○は重点とすべき取り組み			
			高齢者	生活 困窮者	勤務 問題	子ども ・若者
学校におけるこころの健康教育 【拡充】	命の大切さや、SOSの出し方に関する教育、心の健康に関する教育を推進します。	学校教育課 健康課				○
若者支援に携わる支援者への情報提供と相談・支援	若者支援に携わる、教育、福祉、民間等各種団体支援者へ、情報提供と相談・支援を行います。	若者サポートステーション			○	○

### (2) 相談窓口・支援体制の充実

自殺の多くは、健康問題、経済・生活問題、家庭問題等の複数の要因が複雑に絡み合っていることから、様々な問題に対応できる相談・支援体制の充実を図ります。

事業・取組名	取組内容	主な実施機関	○は重点とすべき取り組み			
			高齢者	生活 困窮者	勤務 問題	子ども ・若者
こころの健康相談 精神保健相談	精神科医師や精神保健福祉士、保健師による様々な不安やストレス等に関する対面相談を実施します。	健康課 八幡総合支所 松山総合支所 平田総合支所 庄内保健所	○	○	○	○
市民生活相談	夫婦関係や相続などの家庭内の問題、契約などの法律に関する相談や市民生活全般にわたる相談を受け付けます。	まちづくり推進課	○	○	○	○
多重債務相談	多重債務者の状況を聞き、解決方法の提示と関係各所へのつなぎを行い、債務整理へ向けたサポートを行います。	まちづくり推進課		○		

消費生活相談	契約等の消費生活トラブルを解決するための助言、あっせんを行い、再発防止につなげます。	まちづくり推進課	○	○	○	○
無料法律相談	弁護士が生活上の様々なトラブルに対する法律相談を受け付けます。	まちづくり推進課	○	○	○	○
人権相談	人権擁護委員が、いじめ、暴力、プライバシー侵害など人権に関する相談に応じます。	法務局酒田支局 まちづくり推進課	○	○	○	○
納税相談	市税及び保育料、介護保険料、後期高齢者医療保険料等を滞納している方に対し、納付勧奨の措置を講じる中で、生活状況等を確認しながら納税相談に応じます。	納税課 介護保険課		○		
心配ごと相談	人権擁護委員が生活全般にわたる悩み事の相談に応じています。	社会福祉協議会	○	○	○	○
生活困窮者自立支援相談	仕事、家計、将来のこと等、様々な困難の中で生活している方に、包括的な相談・支援を行います。	福祉課 社会福祉協議会		○		
生活保護に関する相談	生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立の援助を行います。	福祉課		○		
障がい相談	障がいがある方の福祉に関する様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用を行うほか、権利擁護のための必要な援助を行います。	福祉課 相談支援事業所	○			○
発達相談	情緒的、精神的、知的な面で不安や悩みがある、生活や学習面で難しさや差しさわりがあるなどの方に対し、一人ひとりの状況に応じた適切な相談・支援を行います。	福祉課 相談支援事業所			○	○
労働相談	労働に関する様々な相談に対応します。	庄内総合支庁経済企画課 若者サポートステーション 労働基準監督署			○	
高齢者に関する相談	高齢者福祉（介護保険、介護予防、認知症、高齢者虐待）に関する相談に応じます。	介護保険課 地域包括支援センター 健康課	○			
女性相談	配偶者からの暴力に関する相談や女性が抱える悩みや不安、問題についての相談を行います。	地域共生課 子育て支援課 まちづくり推進課 庄内総合支庁子ども家庭課	○	○	○	○
産後うつに対する支援	新生児訪問や子育て世代包括支援センターの相談事業等により、産後うつを抱える産婦を支援します。	健康課 子育て支援課				○

教育相談事業	児童生徒の教育上の諸問題について相談を行います。	学校教育課				○
スクールカウンセラー等活用事業	いじめや不登校等、児童生徒の問題行動に対応するため、スクールカウンセラー、教育相談員、家庭訪問相談員が相談に応じ、対応します。	学校教育課				○
児童家庭相談	一般的な子育て相談のほか、児童虐待、障がい等の継続した支援が必要な方の相談に応じ、適切な支援を行います。	子育て支援課				○
健康相談	妊産婦、乳幼児から高齢者の方まで、いろいろな年代の方の健康相談を行います。	健康課 八幡総合支所 松山総合支所 平田総合支所	○	○	○	○
支所における各種相談	市民の相談・困りごとに対し、スムーズに適切な担当に繋がります。	八幡総合支所 松山総合支所 平田総合支所	○	○	○	○

### (3) 自殺対策に資する居場所づくりの推進

生きづらさを抱えた方や孤立のリスクを抱えた方が、地域とつながり、支援とつながることができるよう、既存のサロン等の周知に努めるとともに、孤立を防ぐための居場所づくりの取り組みを支援します。

事業・取組名	取組内容	主な実施機関	○は重点とすべき取り組み			
			高齢者	生活困窮者	勤務問題	子ども・若者
ふれあい学級 (適応指導教室)	不登校の児童生徒に対し、学校復帰のための指導・援助を行うため、それぞれの実態にあわせて、集団生活への適応や、情緒の安定、基本的な生活習慣の改善などを目的に相談を受け、これに対する適応指導を行います。	学校教育課				○
民間団体による支援	不登校、ひきこもりなど、社会で孤立しがちな若者やその家族の居場所の提供や相談などを行います。	社会福祉協議会 ボランティア・公益活動団体				○
高齢者の居場所づくり	高齢者の心身の機能維持向上を図るため、地域が主体となって居場所づくりを推進します。	介護保険課 地域包括支援センター 社会福祉協議会	○			
認知症への支援	認知症になっても住み慣れた地域で暮らしていけるよう、本人及びその家族を支援します。	介護保険課	○			
遺族の方への支援	自死遺族の方への相談会や集いの場を提供します。	庄内保健所	○	○	○	○
アルコール依存症への支援	アルコールに関する問題を抱える方の集いの場を支援します。	健康課		○	○	

## 第5章 自殺対策の推進体制

### 1 それぞれの主体が果たすべき役割について

#### (1) 市の役割

地域における自殺の実態を把握し、その特性に応じた自殺対策計画を策定します。また、この計画に基づき、市民に対する普及啓発や相談・支援、自殺のサインを早期発見し予防するための人材育成等、市民の暮らしに密着した自殺対策を推進します。

#### (2) 学校の役割

学校は、児童生徒の保護者、地域住民やその他の関係者との連携を図りつつ、児童生徒に対して、一人ひとりがかげがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくこと、SOSの出し方に関すること、心の健康の保持に関することについて教育や啓発等を行うことが求められます。

#### (3) 関係団体・民間団体の役割

自殺対策に関係する支援機関や専門職の職能団体、活動内容が自殺対策に寄与し得る民間団体等は、その活動内容の特性に応じて積極的に自殺対策に参画することが求められます。

#### (4) 企業の役割

企業は、労働者を雇用し経済活動を営む社会的存在として、雇用する労働者の心の健康の保持を図るよう努めることなどにより自殺対策において重要な役割を果たせることを認識し、積極的に参画することが求められます。

また、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づき、ワーク・ライフ・バランスの推進やストレスチェックの実施等、メンタルヘルスに関する各種取り組みを積極的に推進し、勤務問題による自殺のリスクを生み出さないための労働環境を整えていくことが求められます。

#### (5) 市民の役割

市民は、自殺対策に関する研修会や講演会等に積極的に参加し、自殺の状況や生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に対する理解と関心を深めることが期待されます。また、自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であり、その場合には誰かに援助を求めることが適当であるということを理解し、危機に陥った方の心情や背景への理解を深めるよう努めつつ、自らの心の不調や周りの方の心の不調に気づき、適切に対処できるようになることが必要です。

そして市民一人ひとりが、自殺は社会全体の問題であることを認識し、自殺予防について主体的に「知り」、「気づき」、「つなぎ」、「見守る」ことが何よりも大切です。

## 2 推進体制

### (1) 計画の周知

本計画を推進していくために、市民一人ひとりが自殺対策への重要性を理解し、取り組みを行えるよう、市ホームページなど多様な媒体を活用し、本計画の市民への周知を行います。

### (2) 推進体制

この計画の推進に当たっては、市民の健康を確保するとともに年代に応じた健康づくりを総合的に推進する「酒田市健康づくり協議会」を拡充し、各機関、団体相互の情報の共有化を図るとともに、各種事業の実施に当たっては各機関及び団体相互の連携及び協働を図り、総合的自殺対策の推進を図ることとします。

また、庁内窓口担当課を中心に「相談窓口担当者会議（仮称）」を開催し、生きることの包括的支援に繋がるような情報共有や事例検討を行い、庁内ネットワークを構築することで自殺対策を推進します。

### (3) 推進管理

本計画の取組状況や目標値については、事務局である健康福祉部健康課で把握し、計画の適切な進行管理に努めます。